



中日調剤薬局勝幡店では令和3年4月1日より
厚生労働省が定める施設基準であります「地域支援体制
加算」を算定することとなりました。

「地域支援体制加算」とは、かかりつけ薬剤師が機能を
発揮し、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献す
ると評価された薬局が適合を受けるものです。

つきましては、厚生労働省が定める調剤報酬の算定方法
に従い、患者さまのご負担金の一部変更となるケースが
あります。

営業時間の延長や備蓄医薬品の充実、地域医療への貢献
など、今まで以上に患者さまのご要望にお応えできるよ
う体制を整えさせていただきますので、ご理解の程宜し
くお願い申し上げます。

引き続きご愛顧賜りますよう
重ねてお願い申し上げます。

令和3年3月
中日調剤薬局勝幡店

